

**改正**

平成30年6月1日30千政契約発第124号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）が発注する建設工事において、安定的な品質確保及び不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に工事価格、施工能力、企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 配置予定技術者 発注工事において配置を予定している建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に定める主任技術者又は同条第2項に定める監理技術者をいう。
- (2) 1級技術者 建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。
- (3) 2級技術者 建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外のものをいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外のものをいう。
- (5) CORINS 一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システムをいう。
- (6) 工事成績点 千代田区工事成績評定要綱（平成28年3月31日27千政契約発第548号）第13条に規定する工事成績評定通知書に記載された総評定点をいう。

(対象工事)

**第3条** 総合評価方式の対象として発注する工事（建設共同企業体発注工事を除く。以下「発注工事」という。）は、原則として予定価格が2,500万円以上の工事とする。

2 千代田区長（以下「区長」という。）は、前項の発注工事について工事主管課長と契約主管課長との協議した結果を踏まえ、決定するものとする。

（学識経験を有する者への意見聴取）

**第4条** 区長は、落札者を決定する基準（以下この項において「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づきあらかじめ次に掲げる事項について、2人以上の学識経験を有する者に意見を聴かなければならない。

（1）落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

（2）落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無

（総合評価方式における入札）

**第5条** 総合評価方式の入札は、制限付き一般競争入札によるものとする。

2 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）のうち、第11条に規定する発注工事の公表の日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事のうち最直近のもの工事成績点が60点未満であるものは、入札参加を認めないものとする。

（評価の方法）

**第6条** 総合評価方式の評価は、価格点と施工能力等評価点を合計した評価値による。

2 価格点の算定は、次の式のとおりとする。

$$80 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

3 施工能力等評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者資格点及び実績点並びに地域・社会貢献等評価点の合計によるものとする。

4 施工能力等評価点は、25.5点を満点とし、評価項目ごとの点数配分は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）工事成績評価点 13点

（2）配置予定技術者の資格点及び実績点 4点

（3）地域・社会貢献等評価点 8.5点

（工事成績評価点の算定方法）

**第7条** 工事成績評価点の算定の対象となる工事は、建設工事等競争入札参加資格申請の手引き別表2に定める業種名のうち、発注工事と同一の業種名に属する工事とする。ただし、第11条に規定する発注工事の公告の際に指定することにより、発注工事と異なる業種名に属する工事を対象とすることができる。

- 2 工事成績評価点は、別表第1に掲げる工事成績点の平均の区分に応じたものとする。
- 3 工事成績点の平均は、第11条に規定する発注工事の公表の日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事の件数に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事に係る工事成績点の相加平均。ただし、当該工事が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき60点として算定する。
  - (2) 前号の規定により工事成績点の平均を求めるに当たり、同日に検査に合格した工事があるときは、これらの工事のうち工事成績点の高いものから順に、基準日に近い時点で検査に合格したものとみなす。
  - (3) 該当する工事成績点に60点未満のものは、工事成績点を0点として算定する。
  - (4) 完了した工事が無い場合60点  
(配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法)

**第8条** 配置予定技術者の資格点は、配置予定技術者が、発注工事が該当する建設業法別表第1の下欄に掲げる建設業について、1級技術者の場合に2点、2級技術者の場合に1点、その他の技術者の場合に0.5点とする。

- 2 配置予定技術者の実績点は、配置予定技術者が、同規模以上の工事について監理技術者として係わった場合に2点、主任技術者として係わった場合に1.5点、現場代理人として係わった場合に1点、同規模以外の工事について監理技術者として係わった場合に1.5点、主任技術者として係わった場合に1点、現場代理人として係わった場合に0.5点とする。
- 3 前項の実績点の対象とする工事は、CORINSの定める工種の区分が発注工事と同じ工事であり、かつ、第11条に規定する発注工事の公告の際に公表した工事概要に該当するものうちから、区長が定める。
- 4 第2項の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する。  
(地域・社会貢献等評価点の算定方法)

**第9条** 地域・社会貢献等評価点は、入札希望参加者が第12条に規定する入札参加に係る申請時において、別表第2に掲げる評価項目に該当する場合に、当該評価項目に応じた評価点を合計した点とする。  
(落札者の決定方法)

**第10条** 入札価格が予定価格以下である者のうち、第6条第1項の規定に基づき算出した評価値が最も高いものを落札者とする。

- 2 前項の評価値の最も高い入札者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定

する。

(公告事項)

**第11条** 区長は、総合評価方式を実施しようとするときは、発注工事の公告をする際に、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 入札参加に係る申請方法
- (3) 提出資料の様式及び提出方法
- (4) 価格点の算定方法
- (5) 施工能力等評価点の評価項目及び算定方法
- (6) 落札者の決定方法
- (7) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (8) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。

(申請書等の提出)

**第12条** 入札参加希望者は、前条に規定する公告事項に基づき、千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価方式入札参加申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 工事成績評定報告書（第2号様式）
- (2) 配置予定技術者の資格・実績申告書（第3号様式）
- (3) 地域・社会貢献等申告書（第4号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか区長が必要と認める資料

(委任)

**第13条** この要綱の実施に関し必要な事項は、契約主管部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日30千政契約発第124号）

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 第7条第3項第1号中「3件」とあるのは、平成30年度においては「2件」と読み替える。

附 則（令和4年3月17日3千政契約発第784号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

工事成績点の平均	工事成績評価点
0点以上60点未満	0点
60点以上62点未満	1点
62点以上64点未満	2点
64点以上66点未満	3点
66点以上68点未満	4点
68点以上70点未満	5点
70点以上72点未満	6点
72点以上74点未満	7点
74点以上76点未満	8点
76点以上77点未満	9点
77点以上78点未満	10点
78点以上79点未満	11点
79点以上80点未満	12点
80点以上	13点

別表第2（第9条関係）

評価区分	評価項目	評価点
地域への精通	千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号）第2条第1項第8号に規定する東京電子自治体共同運営協議会が提供する電子入札サービスにおいて、本店又は支店の所在地を区内として登録している事業者である。	本店 3点
		支店 1点
安全・安心なまちづくり	区と災害協定を締結し、又は区と災害協定を締結している団体の構成員である。	1点
	区と危険建築物等の緊急安全対策工事に関する協定を締結している事業者である。	1点
雇用確保の取組	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の障害者雇用率を超える障害者を雇用し、又は同条による	1点

	雇用義務がない業者で、障害者を雇用している。	
環境への配慮	次のいずれかを取得している。 1. 環境マネジメントシステムに関する国際規格 I S O 14001 認証を取得している。 2. 一般社団法人エコステージ協会のエコステージ（ステージ 2 以上）認証を取得している。 3. 一般財団法人持続性推進機構のエコアクション 21 認証を取得している。 4. C E S（千代田エコシステム）のクラス III の認証を取得している。	0.5点
	区内の施設等において、国又は地方公共団体の補助制度を活用し、CO2 排出量の削減の取り組みを行っている。	0.5点
ワーク・ライフ・バランスの推進	次のいずれかを取得している。 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条の認定を受けている。 2. 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条の認定を受けている。 3. 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の認定を受けている。	1 点
その他	建設キャリアアップシステム（一般社団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）に登録している。	0.5点